

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2021

月刊

中小企業レポート

11

No.540

長野県中小企業団体中央会



特集1

「事業継続力強化計画」認定制度のご案内

特集2

「経営革新計画」承認制度のご案内

少額からの資産運用を
特別なお金のレシピでご案内!!

My^{マイ}マネーレシピ



▼詳しくはこちら



健康的な生活にバランスのとれた食事が不可欠のように、
資産形成においてもバランスのとれた運用が必要です。
けんしん BANK の My^{マイ}マネーレシピで少額から資産運用を始めてみませんか？

けんしん BANK の
My^{マイ}マネーレシピとは？

定期預金または定期積金と投資信託の同時申込みで、
効率的な資産形成が行えるプランです。

- プランの中には、預金に加えて投資信託が含まれています。
- 投資信託は、預金と異なり元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、各種相場環境等の変動により、投資元本を割り込む場合があります。
- 投資信託のご購入から、換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には次のものがあります。〈購入手数料は、申込金額等に応じ基準価額に対して、最大3.3%（消費税込）、信託報酬は、信託財産の純資産総額に対して、最大年率1.98%（消費税込）、信託財産留保額は、換金時の基準価額に対して最大0.5%、その他費用（監査費用・売買委託手数料等）があります。〉
- 詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。

[商号等]長野県信用組合 [登録金融機関登録番号]関東財務局長(登金)第299号 [加入金融商品取引業協会]日本証券業協会

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2021

11

No.540

- 2 **特集1**
「事業継続力強化計画」
認定制度のご案内

- 6 **特集2**
「経営革新計画」承認制度のご案内

- 10 **中央会インフォメーション**

- 12 **全中インフォメーション**

- 13 **ズームアップ！組合の魅力発見**
長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合

- 14 **市町村のイチオシ！**
下條村

- 15 **街の法律家 行政書士に聞く**
「SDGs企業登録制度について」

- 18 **好機逸すべからず**
千曲ライス&ベーカリー株式会社（長野市）
吉川工業株式会社（飯田市）



〈表紙写真〉下條歌舞伎

下條歌舞伎は約300年の歴史を持ち、下條村重要無形文化財として登録されています。

昭和46年に村内の歌舞伎団体を統合して、下條歌舞伎保存会を設立しました。

現在は、下條歌舞伎保存会での活動を始め、小中学生の『下條村こども歌舞伎教室』、下條保育園の年長児への歌舞伎体験『下條カブキッズ』などを行い、伝統芸能の保存継承を図る取り組みを継続しています。定期公演は毎年11月23日（勤労感謝の日）に開催されています。

特集1

「事業継続力強化計画」 認定制度のご案内

長野県内にも甚大な被害をもたらした台風19号災害から、先月で2年が経ちました。近年は、日本各地で自然災害が頻発しており、被災企業が経営危機や企業倒産に陥る事例が増えています。今後は、事業者の皆様におかれましても、災害リスクに事前に備える重要性が日増しに高まっています。

「どこから手を付ければ良いのか…」と迷われた方は、まずは「事業継続力強化計画」の策定をお勧めします。本制度は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

事前に計画を立てることで、災害発生時の適切な対応に繋がるほか、認定を受けた企業には税制措置や金融支援、補助金の加点など数多くのメリットがあります。また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクに備えた内容も含めることができるため、幅広いリスク対策が可能です。

緊急時の会社存続や従業員の安全確保、取引先への影響軽減のために、ぜひ本計画の策定を検討されてみてはいかがでしょうか。本特集では、「事業継続力強化計画」について詳しくご紹介します。

1. 対象となる事業者

◇対象となる事業者の規模

業種分類	中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
	資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定 業種	ゴム製品製造業	3億円以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

◇対象となる事業者の法人形態について

個人事業主や会社の他にも、企業組合、協業組合、事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、酒造組合など組合組織でも認定を受けることができます。

※個人事業主や会社の場合は、対象となる事業者の規模（左表）に該当する必要があります。

2. 認定を受けるメリット

計画の認定を受けた事業者は、取引先等からの信用が向上するばかりでなく、下記の支援策（優遇制度）を活用することができます。

- ①日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金）
- ②信用保証枠の追加
- ③防災・減災設備への税制優遇
- ④補助金の優先採択（ものづくり補助金等）
- ⑤認定ロゴマークの使用
- ⑥本制度と連携する企業・団体からの支援
- ⑦中小企業庁HPにおける認定事業者の公表



3. 申請に必要な書類

①申請書(原本)

②チェックシート

必要書類、記載事項のチェックリストです。

③参考書類(必要な場合のみ)

※BCP (Business Continuity Plan、事業継続計画) を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付の上、申請書ではそちらを参照する旨を記載する形で申請していただくことが可能です。

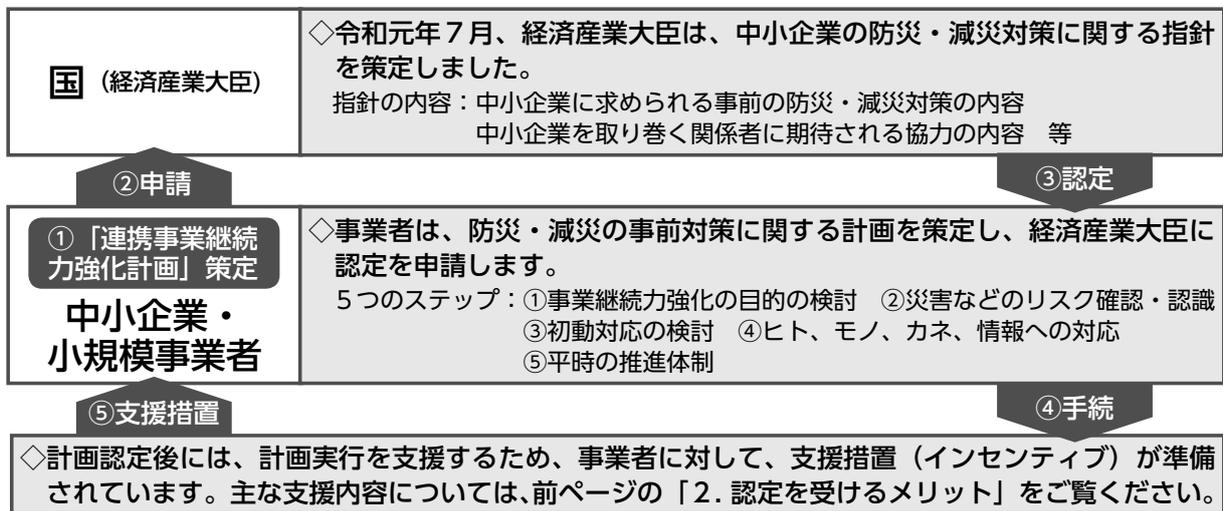
④返信用封筒

A 4 の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。

※電子申請 (<https://www.keizokuryoku.go.jp>) が開始されており、①②③についてはWEB上で入力可能です。その場合、④は不要となります。

4. 「事業継続力強化計画」のスキーム

本制度の全体イメージ



5. 感染症に備えた計画も策定可能です！

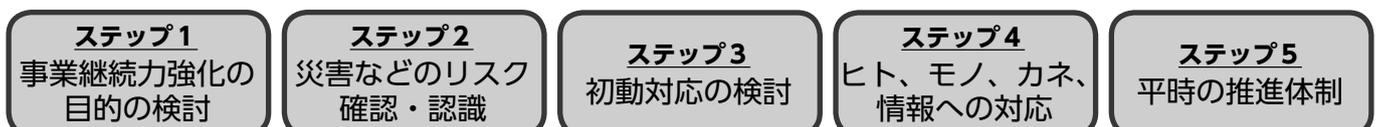
自然災害等の発生時における中小企業の事業継続力を強化するため、令和元年に施行された「中小企業強靱化法」。その対象リスクには感染症リスクも含まれますが、頻発する自然災害への対応が法律制定の背景にあったため、自然災害リスクが中心となっていました。

他方で、現在は新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、経済社会に深刻な影響を及ぼすなど、感染症のリスクが顕在化してきていることから、今後は感染症蔓延時に備えた対策を講じる必要があります。

本計画の中では、自然災害の他に感染症対策に関する項目を追加することが可能です。申請を考慮られる方は、併せてご検討をお願いします。

6. 「事業継続力強化計画」の5つのステップ

申請書の作成にあたっては、以下5つのステップを通じて検討していきます。



7. 「事業継続力強化計画」策定の流れ

前項の5つのステップに沿って、計画策定の流れを説明します。

ステップ1 事業継続力強化の目的の検討

事業継続力の強化を図るうえで、まずはその目的を考えることが重要です。ここでは、災害等発生時に自社がどのような行動を取るかという意味表明のようなものです。何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討しましょう。

- (例)
- ・ 人命(従業員・顧客)を守り、地域社会の安全に貢献する
 - ・ 自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する
 - ・ 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る
 - ・ 従業員の雇用を守り、地域の活力を支える
 - ・ サプライチェーン全体への影響を軽減させる

自社が担う役割を踏まえ、自社の理念等と照らし合わせて具体的に考えましょう。

ステップ2 災害などのリスク確認・認識

ハザードマップ等のツールを活用して、自社の事業所や工場が立地している地域の災害等のリスクを確認・認識しましょう。ここでは、自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害等の一つ以上検討してください。

<リスク確認に有効なツール>

- ・ 地域の自治体HP
- ・ 国土交通省 ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
- ・ J-SHIS(地震ハザードステーション) <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

上記のツールで確認したリスク想定をもとに、以下の4つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

◇人員に関する影響(ヒト)

- 例. (水 災)交通機関の停止に伴い、従業員の出勤が困難になる。
(感染症)本人又は家族が感染した場合、長期間出勤できなくなる従業員が複数発生する。

◇建物・設備に関する影響(モノ)

- 例. (水 災)大雨により事業所及び工場が浸水し、事業所のパソコン等の電子設備や、工場の生産設備等が浸水する。
(感染症)従業員が感染した場合、飛沫や接触により、コピー機や端末、文房具等の共有物や、水回り等に病原体が付着すること、感染拡大の防止のための設備・備品(空気清浄機、防護服等)のコストがかかる。

◇資金繰りに関する影響(カネ)

- 例. (水 災)事業活動の停止による運転資金の逼迫や、浸水による一部設備の修理や新規設備購入の必要が生じる。
(感染症)感染拡大防止の目的から従業員の出勤率を下げることにより、生産ラインの稼働率が低下する。

◇情報に関する影響(情報)

- 例. (水 災)事務所内のサーバー(顧客情報、財務諸表等を保管)の浸水により、顧客等のデータを喪失する。
(感染症)在宅勤務の実施時に、従業員の自宅PCから会社の機密情報等が漏えいし、信用が低下する。

ステップ3 初動対応の検討

次に、災害等が発生した直後の初動対応を検討します。この際、個別の企業においては、以下の取組が求められます。

<p>①人命の安全確保 従業員の避難方法や安否確認方法、生産設備の緊急停止方法、接客への対応方法など</p>	<p>②非常時の緊急時体制の構築 災害対策本部の設置、感染症対策を検討する体制整備、構成員の役割分担など</p>	<p>③被害状況の把握・被害情報の共有 被災状況と復旧の見通しの把握、取引先等への報告方法、濃厚接触者の特定と消毒の手順など</p>
---	---	---

ステップ4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応

ステップ2で検討した被災時の影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。各経営資源について、事前対策における「現在の取組」と「今後の計画」の取組案を記入してください。ちなみに、現時点でまだ対策を始めていない場合でも、本計画の申請をすることは可能です。

その際、経営資源（Aヒト、Bモノ、Cカネ、D情報）について、事業継続上どのような対策を講じることが有効であるかという観点で、以下の例のような検討を行います。

<p>A. 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備(ヒト) (現在の取組) ・現在具体的な対策は行っていない。 (今後の計画) ○水災・感染症共通 ・特定の業務等を担当する従業員が出勤できなくなった時のために、各担当員の業務を平時からマニュアル化する、仕入れ先毎の取引メモ(納品日、在庫等)を作成し、従業員同士で共有する。 ○感染症 ・国内で感染症の発生が確認された場合には、予め感染症予防マニュアルを作成しておき、従業員に対するマニュアルに則った手洗い・うがいや咳エチケットの徹底、予防接種等を推奨する等の取組を行う。 ・国内で感染症が拡大している場合、地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入、在宅勤務を可能とする環境整備をするとともに、事務所内においても参加者が一定数を超える会議の延期もしくは中止または、オンラインによる実施の検討をする。</p>	<p>B. 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入(モノ) (現在の取組) ・現在具体的な対策は行っていない。 (今後の計画) ○水災 ・停電に備えて自家発電設備を導入する。 ・自家発電設備や事務所内にあるサーバー等重要設備を、想定浸水域を(20cm～50cm)上回る場所に移設する。 ○感染症 ・国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品の品薄状態や、行政からの外出自粛要請等が予想されるため、平時から衛生用品を備蓄しておくことに加えて、在宅勤務の実施に向けたテレワークシステムを導入する。 ・国内で感染が拡大している場合には、マスクの着用を義務づける、事務所内の従業員間の適正距離を保ち、机間にはパーティションを設置する。</p>
<p>C. 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保(カネ) (現在の取組) ・現在、具体的な対策は行っていない。 (今後の計画) ○水災 ・既加入の火災保険を見直し、水災補償特約に加入するとともに、製品在庫を補償対象に追加する。 ・コミットメントラインの設定を取引のある金融機関と締結する。 ○感染症 ・国内で感染症が発生していない平時の段階において、感染症による休業補償が得られる企業総合保険やビジネス総合保険等に加入する。 ・感染が拡大している場合、光熱費の減免措置や給付金など、公的支援策の情報について中央会に相談し、要件を満たしている場合は直ちに申請できるよう平時より経営データを整備しておく。</p>	<p>D. 事業活動を継続するための重要情報の保護(情報) (現在の取組) ・現在、具体的な対策は行っていない。 (今後の計画) ○水災 ・顧客名簿などの重要書類をクラウド上のサーバーに保存する。 ○感染症 ・国内で感染症の発生が確認された場合には、国のHPの最新情報を随時確認し、従業員が使用するパソコンのセキュリティ状況をチェックし、必要に応じてセキュリティ対策を講じるなど、在宅勤務が実施できる環境を整備しておく。 ・リモートワークの実施に必要な規程やルールを定める。</p>

ステップ5 平時の推進体制

事業継続力強化にあたっては、単に計画を策定するだけでなく、訓練や教育の実施など事業継続力強化の実効性を確保することが求められます。実際の災害等発生時に使えるような計画にするための取組を検討しましょう。

本会では、認定支援機関として「事業継続力強化計画」の支援を実施しています。本制度の活用にご関心のある方は、本会までお問い合わせください。 TEL：026-228-1171

特集2

「経営革新計画」 承認制度のご案内

事業者の皆様の中には、「自社の現状や課題を見極めたい!」「自社の業績をアップさせたい!」「自社の経営の向上を図りたい!」「新たな事業を始めて企業規模を大きくしたい!」「新たな知識やアイデアがほしい!」「会社の停滞感を打破したい!」などの思いを持っておられる方が多いのではないのでしょうか。

これらの思いを達成するためには、「経営革新計画」の作成が有効です。

本計画を立てることで、県の承認を受けたビジネスプランに基づいた計画的な経営ができるほか、認定を受けた企業は、信用保証の特例や低利融資、補助金の加点など数多くのメリットがあります。

本制度を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が収益力向上を図るための計画を立てることもできますので、ぜひ申請をご検討ください。

本特集では、「経営革新計画」のポイントについてご紹介します。

1. 対象となる事業者

右表の従業員基準に該当する会社及び個人が対象となります。

なお、令和3年8月2日に産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が施行し、経営力強化法施行規則と基本方針の改正により、経営革新計画の対象事業者が変更されています。

その他、変更内容の詳細につきましては、下記の長野県公式ホームページよりご確認ください。

●長野県HP「中小企業等経営強化法【経営革新計画】のご案内」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/shien/annai/index.html>

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

2. 「経営革新」とは

「経営革新」とは「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」(中小企業等経営強化法第2条第9項)と定義されており、それを実現するための計画が「経営革新計画」です。

3. 「新事業活動」とは

新事業活動とは、次の5つの新たな取り組みのことです。「経営革新計画」を作成することで、新たな取り組みの目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況を確認しながら機能的に事業を行うことができます。

新事業活動とは、

1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4. 役務の新たな提供の方式の導入
5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用
その他の新たな事業活動

※自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

具体例は次ページへ

【具体的な事例】

1. 新商品の開発又は生産	建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥などを甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。
	木製品製造業者が、これまで建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を加工するための切削用刃物を開発。更に開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売をする。
	業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。
	産業廃棄物処理業者が、茶がらやさとうきびかす等の植物性廃棄物を、生分解可能な容器にリサイクルする技術を開発。これらの製品は環境に負荷を与えることなく、廃棄処理ができる。
2. 新役務の開発又は提供	美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容室に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。
	老舗の旅館が、空室を日帰り客向けのリラクゼーションルームとして改装し、新しいサービス事業を行う。それにより昼間の時間帯の増収を図るとともに、そこから新規宿泊客の拡大に結びつける。
	畜産農家向け飼料販売業者が、新たに畜産農家の繁忙期・旅行時に社員を畜産農家に派遣して、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを行う。
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入	果物の小売業者が、本格的なフルーツパーラーを開店。果実店で培われた果物についての知識などの強みを活かすとともに、フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐し、高品質フルーツを使ったスイーツや、フルーツや野菜のフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供。
	金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピュータを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。
4. 役務の新たな提供の方式の導入	不動産管理会社が、企業の空家となった社員寮を一括借り上げして、それを高齢者向けに改装し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。
	タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。
5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 その他の新たな事業活動	これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究を行い、研究の成果として得られた加工技術・ノウハウを自社の製造ラインで活用する。
	介護用ロボットの利便性向上を図るための研究開発と実証実験を行い、その成果を元に介護ロボットを開発し、自社の事業に活用する。

4. 「経営の相当程度の向上」とは

「経営革新計画」として承認を受けるためには、事業期間である3年～5年終了時におけるそれぞれの指標の「伸び率」がポイントとなります。それぞれの事業期間終了時における経営指標の目標伸び率は、以下の通りです。

	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画の伸び率	9%以上	4.5%以上
4年計画の伸び率	12%以上	6%以上
5年計画の伸び率	15%以上	7.5%以上

◇「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」

$$\begin{array}{l}
 \text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \\
 \text{一人当たりの付加価値額} = \text{付加価値額} / \text{従業員数}
 \end{array}$$

◇給与支払総額

$$\text{給与支払総額} = \text{役員報酬} + \text{給料} + \text{賃金} + \text{賞与} + \text{各種手当}$$

5. 「経営革新計画」の承認を受けるメリット

A. 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」における加算

B. 保証・融資の優遇措置

- (1) 信用保証の特例
- (2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- (3) 高度化融資制度
- (4) 食品等流通合理化促進機構による債務保証

各支援策の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。また、本会担当者までお問い合わせください。

C. 海外展開に伴う資金調達の支援措置

- (1) スタンドバイ・クレジット制度(株式会社日本政策金融公庫法の特例)
- (2) クロスボーダーローン制度
- (3) 中小企業信用保険法の特例
- (4) 日本貿易保険(NEXI)による支援措置

たくさんの支援措置がありますが、計画の承認は、全ての支援措置を事前に保証するものではありません。計画の承認後、利用する支援策の実施機関の審査が必要となります。

D. 販路開拓を行う場合の支援措置

- (1) 販路開拓コーディネート事業
- (2) 新価値創造展(中小企業総合展)

6. 「経営革新計画」の申請の流れ

① 認定支援機関等へ お問い合わせ	② 必要書類の 作成・準備	③ 各都道府県担当部局、 国の地方機関等への 申請書の提出	④ 都道府県知事、 国の地方機関等の 長の承認
<p>まずは、対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談ください。</p> <p>なお、任意グループ等複数の中小企業者が共同で計画を作成する場合は、申請代表者・実施主体者の構成によっては、都道府県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもありますので、ご注意ください。</p>	<p>計画承認申請書は、都道府県担当部局、国の地方機関等に用意しています。申請書への記載は、申請様式に従ってください。</p> <p>中央会でも、認定支援機関として申請書の書き方やビジネスプランの策定の仕方などの支援を実施していますので、お気軽にお問い合わせください。</p>	<p>申請書提出先は、申請代表者・実施主体者の構成で決まります。</p> <p>本法に関連する債務保証、融資等を利用する場合は、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとってください。</p> <p>詳しくは中央会や都道府県担当部局、国の地方機関等にご相談ください。</p>	<p>都道府県等による審査を経て、「経営革新計画」が承認されます。</p> <p>また、支援策の実施機関の審査後に支援措置などが行われます。</p> <p>計画開始後には、フォローアップのために、計画進捗状況に関わる調査等が実施されます。</p> <p>※「経営革新計画」の承認は、支援措置の適用を約束するものではありませんのでご注意ください。</p>

「経営革新計画」についてのさらに詳しい情報は、中小企業庁や長野県のホームページにて紹介されています。下記のリンク、QRコードからご参照ください。

1. 中小企業庁ホームページ

- ・本計画に関する様々な情報が詳しく掲載されています。
- ・最新の情報や広報冊子等を確認することができます。



2. 「2021年版 経営革新計画の進め方ガイドブック」



- ・中小企業等経営強化法の概要、経営革新計画の記載方法、計画承認事例、支援策等が分かりやすく記載されています。
- ・ガイドブック掲載の様式第9（承認の申請書）、第10（計画変更の承認申請書）は、長野県では様式第1（承認の申請書）、様式第9（計画変更の承認申請書）に該当します。



3. 長野県ホームページ

- ・経営革新計画に関わる改正内容について確認することができます。
- ・手続きの流れや申請先等は、こちらからご覧ください。



本会では、認定支援機関として「経営革新計画」の支援を実施しています。本制度の活用にご関心のある方は、本会までお問い合わせください。 TEL：026-228-1171

ものづくり大賞NAGANO2021表彰式 NAGANOものづくりエクセレンス2021認定式が開催されました

10月22日、長野市「ビッグハット」にて「ものづくり大賞NAGANO2021表彰式」及び「NAGANOものづくりエクセレンス2021認定式」が開催されました。

長野県内のものづくり企業を応援する「ものづくりNAGANO応援懇話会」では、毎年優れたものづくり企業を「ものづくり大賞NAGANO」として表彰しています。

今回も、エントリー企業の中から「大賞」、「きらりと光る技術賞」、「特別賞」の表彰が行われ、さらに当日、大賞の中からグランプリを決定し表彰しました。また、長野県がものづくり企業の優れた技術・製品を認定する「NAGANOものづくりエクセレンス2021」の認定式も同時に行われました。

「ものづくり大賞」には、株式会社みすずコーポレーション(長野市)、アスリートFA株式会社(諏訪市)、シナノケンシ株式会社(上田市)の3社が受賞し、グランプリには、株式会社みすずコーポレーションが選ばれました。

また、「NAGANOものづくりエクセレンス」には、芙蓉酒造協同組合(佐久市)をはじめ、11団体(大賞・技術賞等受賞企業を含む)が認定されました。

本年度受賞・認定の一覧など詳細については、以下のホームページをご覧ください。次年度以降ご応募の際には本会にて支援いたしますので、ぜひお申し出ください。

・ものづくりNAGANO応援懇話会 <http://mono-n.com/>



NAGANOものづくりエクセレンス2021認定式記念撮影の様子

情報誌「かやふる」第2号を発刊

～岡谷市童画館通り商店街協同組合～

10月4日、岡谷市童画館通り商店街協同組合が、情報誌「かやふる」第2号を発刊しました。今年の1月に創刊号が発刊された後には周辺地域で大きな話題となり、次刊を期待する声が多く寄せられたことから、中央会の「地域振興事業」を活用して第2号を発刊しました。

手作りの温かさが印象的な「かやふる」。今回も、童画館通りの歴史や個性豊かな組合員店舗の紹介、地元の各種イベント情報など、たくさんの耳寄りな情報が掲載されています。また、親しみやすいイラストで描かれた写真付きの商店街マップは、各商店の場所や魅力が楽しく伝わる内容となっており、商店街に足を運びたくなるような情報が詰まっています。

今後、当組合では「かやふる」の他にも、地域のお客様に喜んでもらえるような新たな取り組みにチャレンジしていきます。ぜひ、岡谷市童画館通り商店街にお越しください。



秋の木曽漆器祭「漆芸の10月」を開催

～木曽漆器工業協同組合～

木曽漆器工業協同組合が、秋の木曽漆器祭「漆芸の10月」を開催しました。10月10日から月末まで、「職人衆の店」・「ふるもの市」等での木曽漆器の販売や体験ワークショップ、工房見学に職人交流会ツアーなど、盛り沢山の内容で大変好評でした。



昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で木曽漆器祭が中止となりましたが、今年はワークショップをオンラインでも開催し、イベント期間を1ヵ月間の分散型で行うなどの工夫をすることで、コロナ禍でも参加者が安心して楽しめる形で実施されました。

初日に行われたオープニングイベントでは、当組合から石本則男理事長らがトークセッションに出演し、木曽漆器の魅力や様々な挑戦をし続ける若い世代の職人の取り組みなどが紹介されました。また、続いて行われた「何でも塗れますURUSHI夢コンテスト」の当選発表では「自転車フレーム」が受賞しました。当選者の自転車のフレームには、「異素材×漆」に挑む木曽平沢の塗師が、漆を施してお届けします。

第70回長野県みそ品評会を開催

～長野県味噌工業協同組合連合会～

10月19日、長野県工業技術総合センター食品技術部講堂にて、「第70回長野県みそ品評会」が開催されました。

本品評会は、長野県産みその品質向上と醸造技術の研鑽を目的に、長野県と長野県味噌工業協同組合連合会の共催で実施されており、今年で第70回目を迎えました。昨年は感染症拡大の影響で中止となりましたが、今年は規模を縮小するなど感染症対策を徹底しての開催となりました。今回は、県内みそ製造業者から全63点のみそが出品され、色沢、香気、食味、添加物等の様々な観点から審査員が比較採点し、厳正な審査が行われました。

審査の結果、「淡色系みそI部・漉し部門」及び「赤色系みそ・粒部門」において、下記の通り各5社が長野県知事賞を受賞しました。

本品評会は、本県の重要な地場産業である味噌の製造技術の改善と品質向上、さらには業界の発展にもつながる取り組みとして期待されており、今後も継続的に実施される予定です。

淡色系みそI部・漉し

ハナマルキ株式会社伊那工場（最優秀賞）
マルコメ株式会社（優秀賞）
ひかり味噌株式会社本社工場
有限会社穀平味噌醸造場
山印醸造株式会社丸子工場

赤色系みそ・粒

有限会社塩屋醸造（優秀賞）
株式会社丸世醸造場
有限会社西麴屋本舗
松亀味噌株式会社
株式会社竹屋

●地域経済の回復と連携組織対策予算について全国知事会に要望

10月6日、全国中央会の佐藤専務理事は、全国商店街振興組合連合会渋谷専務理事とともに全国知事会を訪問し、古尾谷光男事務総長と面談。全国中央会からは「地域経済の回復と連携組織対策予算」について、全国商店街振興組合連合会からは「商店街及び中小小売商業者への予算措置等」について要望した。

●全国中央会の森会長が第57回全国信用組合大会に出席

10月15日、森会長が第57回全国信用組合大会に出席した。

大会では一般社団法人全国信用組合中央協会の柳沢祥二会長の挨拶に続いて、来賓として出席した鈴木俊一財務大臣兼金融担当大臣、吉川ゆうみ経済産業大臣政務官、雨宮正佳日本銀行副総裁、森会長より挨拶が行われた。



森会長より祝辞

森会長からは、全国の信用組合が中小企業・小規模事業者の持続的発展ならびに地域経済の活性化のために一層尽力されることを期待する旨のお祝いを述べた。

●後藤茂之厚生労働大臣が就任挨拶のため来会

10月15日、後藤茂之厚生労働大臣が就任挨拶のため全国中央会に来会し、平副会長(千葉県中央会会長)、佐藤専務理事が応対した。

後藤大臣からは、「コロナ禍により影響を受けた業種・企業がある。まずは経済対策をしっかり行い、民間企業の経済を立て直していきたい。経済規模を大きくし分配していくことが岸田政権の方針である。賃金が上がらないとダメだと思っている。世界はデフレを脱却しており、日本も悪くはないが、デフレから脱却するためには賃金や材料費を含めた適正な価値を考えていかななくてはならない。なお、雇用調整助成金については、3月末まで特例措置の延長を検討している」との発言があった。

全国中央会からは、「雇用調整助成金の特例措置等の延長は、経済の先行きが見通せるようになるまでお願いするとともに、財源について、保険料の引き上げは慎重にご議論いただきたい。また、最低賃金については、従来の審議の在り方を継続していただくとともに、全国を一律にするというわけではなく地域の実態を踏まえていただきたい」と発言した。

🔍 機械式時計の魅力

現在、お店で販売されている時計の多くは、内部で水晶を電気振動させて動く水晶時計です。しかし、水晶時計が発明されたのは約100年前とまだ歴史は浅く、それまでは、ぜんまいを動力とする機械式時計が一般的でした。

技術革新により大量生産が可能となった水晶時計とは異なり、機械式時計は、熟練工が一つひとつに時間をかけ、無数の極小部品を精巧に組み合わせて作ります。高度な伝統技術が駆使された機械式時計の味わいは格別で、大事に長く使いたくなる時計です。



機械式時計のムーブメント

🔍 機械式時計の技術継承

複雑な構造を持つ機械式時計を扱うには、高度な技術と専門性が求められます。しかし、水晶時計への移行が進み、機械式時計を修理できる技術者が激減する中で、「このままでは貴重な技術が途絶えてしまう」という強い危機感が生まれました。

そこで、当組合では時計修理の技能継承を目的に「信州匠の時計修理士」制度を創設。養成講座や技能検定等を行い、一定の技術を有する技術者を「信州匠の時計修理士」として認定する制度で、これまで県内外から多くの時計修理士が参加し、技術習得に励みました。



養成講座の様子

🔍 「タクミズム信州」の取り組み

「信州匠の時計修理士」1級の技術は、国家資格よりレベルが高く、取得が難しいと言われています。この1級技能者の手によって精度調整され、誕生した腕時計が「タクミズム信州」シリーズです。この「タクミズム信州」は、修理・メンテナンスも「信州匠の時計修理士」の1級保持者が責任を持って行います。

業界の宝である機械式腕時計の修理技術の保持・向上を目的に、歴史ある貴重な技術を大切に守りながら、未来へ伝えていく取り組みとなっています。

タクミズム第6弾の販売が始まります!

12月20日に「タクミズム信州第6弾」が発売されます。本来は、昨年の販売を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で製造工程に遅れが生じ、やっとの思いで発売にこぎつけました。時計修理技術の保持・向上のためにも、ぜひお買い求めください。



タクミズム信州 100本

文字板：白色・黒色
シリアルナンバー入り クサリ付き
留め金部分 匠のマーク入り

発売日
令和3年12月20日

小売価格 ¥198,000(税込)

- ・ムーブメント：セイコータイムモジュール使用(6振動21600振動、自動巻き、手巻き付き、日付)
- ・秒針既成付き、日差-15秒~+25秒 最大巻き上げ 持続時間 約50時間
- ・保証期間：お買い上げより2年間 修理カルテ付き
- ・取扱店：長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合(長野県時協)加盟店のみ

理事長：中澤 國忠
設立：昭和53年10月30日
TEL：0266-72-3677 FAX：0266-72-3620
住所：茅野市ちの7017番地
HP：<http://naganojiren.girly.jp/index.html>



当組合は結束が強く、地域の仲間と連携して活動しています。今後も、時計技術の技能継承や組合員の商品知識・技術向上のために取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。
理事長 中澤 國忠

第43回

市町村の
イチオシ!

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。



下條村章
昭和47年4月制定

Shimojo Village

下 條 村

自然と伝統 人が織り成す 下條村

リフレッシュパーク下條

南・中央アルプス、伊那谷を望む大自然の中に広がる憩いの広場。様々な遊具をはじめ、パターゴルフやマレットゴルフも楽しめます。



そば畑

南アルプスを背景にまるで一面に敷き詰められた絨毯のように、白く小さなそばの花が咲き誇ります。見ごろは6月中旬と9月中旬の2回です。

極楽峠パノラマパーク

下條山脈の頂上で阿智村との境にあり、長野県自然100選の1つにも選ばれました。大正4年に完成した極楽峠三十三観音を巡る旧道はウォーキングコースとなっています。



南信州のほぼ中央にある我が村は、あと10年するとリニア・三遠南信自動車道が開通し交通の要となり、新たな地域振興が期待されます。

下條村では、新型コロナ感染症拡大への対応やリニア開通を見据えた移住・定住施策の新たな段階として、地方でのテレワーク環境を体験可能な「テレワーク拠点<お試しオフィス>」を現在整備しています。

「お試し住宅」で田舎暮らしを体感し、「お試しオフィス」で地方での仕事環境を体験できる。そんな施設を令和4年4月にオープン予定です。



下條村長
金田 憲治

SDGs企業登録制度について

最近、頻繁に「SDGs」というフレーズを目にするようになりました。

皆さんはお詳しいでしょうか？

今回は、「SDGs」の登録制度についてご紹介します。

官公署に提出する書類の作成・相談を業とする我々行政書士にとって、時代の要請に沿った業務の一つです。

「SDGs(Sustainable Development Goals)=エスディーゼーズ」とは、持続可能な開発目標と訳されます。

貧困や飢餓、教育、男女の平等、働きがい、生産と消費、生態系の保全など17のゴールと、そこにひもづけられた169のターゲットが設けられ「誰ひとり取り残さない」理念のもと、組織にも個人にも共通する目標のことをいいます。

これらの目標は、経済・社会・環境の3要素に分類され、2030年までに達成すべき目標とされています。

これらの目標を設定したのは国際連合です。

国連において検討され、3年間かけて設定されました。

国連の加盟国である日本においても、当然この目標と無縁ではありません。

日本政府→自治体も、様々な活動を通じて目標達成に動いています。

そのため、日常生活の中に「SDGs」のフレーズを頻繁に目にするようになったわけです。

その活動の一つとして、長野県が推進する企業登録制度があります。

一つの具体的な事例として、今回ご紹介します。

その特徴は、企業活動を通じて「SDGs」の達成に意欲的に取り組む県内企業を登録・PRすることです。

登録すると…

- ・県が企業の取り組みを紹介
- ・「登録マーク」を使える

効果として…

- ・ブランドイメージの向上
- ・金融機関・投資家等との連携
- ・人材の確保・育成
- ・従業員のモチベーションアップ
- ・販路拡大
- ・経営リスクマネジメント
- ・社会課題解決につながる新商品・サービスの開発

「SDGs」をビジネスに活かそうという呼びかけです。

このような認定、認証制度をビジネスに活かす取り組みは、これまでも様々なものがありました。

JIS規格(日本産業企画)→「標準」を明確化

TQC～TQM→全社管理の仕組みを体系化

ISO→国際的な標準規格を策定し、認証取得だけでなくその仕組みを維持

これらの動きは、流行り廃りの繰り返しのように見えますが、時代の変化への対応から生まれたものだといえます。

企業にとっては、時代とともに変わるマーケティングに即した対応だともいえます。

現在の先進国では、モノの豊かさから心の豊かさへと、欲求が変化しているそうです。

消費マインドも、合理的な思考であった「良い商品を安く」から、社会的な課題にどう取り組んでいるのかといった「倫理的な価値観」に選択基準が変わってきているといわれます。

日本の若者も、企業が経済・社会・環境にどう取り組んでいるのかを注目し、商品購入、サービス利用、就職先を選ぶ時代になっているのでしょうか？!

2030年まで、あと10年を切りました…。

「SDGs」は、個人、団体を問いません。

今回ご紹介した長野県SDGs推進企業登録制度は、常駐者のいる団体が対象です。

お読みいただいた皆さんの企業は当然ですが、本誌面を発行している中央会さん、我々行政書士会も資格者です。

機会があってお会いした際は、みんな同じ登録マーク入りの再生資源名刺でご挨拶かも？ですね～。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



インセンティブ制度をご存じですか？ 加入者皆様の取り組みは健康保険料の引き下げにつながります！

2018年度から導入された「インセンティブ(報奨金)制度」。この制度は、協会けんぽの事業主様及び加入者の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを2年後の健康保険料率に反映させるものです。「特定健診等の実施率」「特定保健指導の実施率」「特定保健指導対象者の減少率」「医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率」「後発医薬品の使用割合」といった、5つの評価指標に基づいて協会けんぽ全支部をランク付けします。上位過半数に該当した支部は、報奨金により保険料率を引き下げられる場合があります。

今回は、5つの評価指標のうち「特定保健指導の実施率」と「特定保健指導対象者の減少率」の2項目に対して、効果的に働く取り組みをご紹介します。

① 特定保健指導の受け入れ

【特定保健指導とは】

協会けんぽでは健診結果から、このまま放置しておくといずれ生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣の改善をサポートする特定保健指導を行っています。

特定保健指導では、健康づくりの専門家(保健師・管理栄養士)が、皆様のライフスタイルに合った改善策を立て、取り組むことができるようサポートします。

ぜひ、従業員の方の特定保健指導受け入れにご協力ください。

【事業主様へ】

特定保健指導は、協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所へ出向いて実施します。

従業員の方のお仕事との日程調整と、保健指導を行う実施場所(会議室など)の提供をお願いいたします。また、Zoomを利用したりリモートでの面談も可能です。

※費用は無料です。

② 職場での健康づくり

日常の多くの時間を過ごす職場。事業所の状況に応じて、取り組みやすいことから始めましょう！

【運動】適度な運動を毎日続けましょう

まずは今より多くからだを動かすことから始めましょう。無理をしない程度に毎日続けることが大切です。

〈例〉 ・毎朝ラジオ体操を行う ・エレベーターやエスカレーターを使わずに階段を使う

【たばこ】たばこは新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの一つと言われています。今すぐ禁煙を！

多くの有害物質を含むたばこは、喫煙者のみならず、周囲にいる人の健康にも影響をもたらします。

〈例〉 ・禁煙の呼びかけを行う ・月に一度禁煙デーを設定する ・灰皿を片付ける

【食事】塩分を控えめに！野菜をたっぷり摂りましょう

高血圧や動脈硬化を予防するためにも、塩分控えめの食事を心がけましょう！生活習慣病予防のためには男性7.5g未満、女性6.5g未満に抑える必要があります。

〈例〉 ・掲示板や食堂にポスターを掲示する ・食事の際に野菜から食べる
・ラーメンのスープを飲み干さない



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。
全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう！

毎月10日に健康情報配信中！

登録はこちらから→→→



ご自宅からの e-Tax 申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から

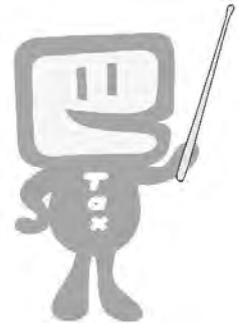
スマホの方は
こちらから♪



いいね♪ e-Tax !



いつでもどこでも
スマホ
で送信



ご自宅の
PCから送信



HPで作成
して郵送

給与収入・年金収入
医療費控除・寄附金控除

などで確定申告をされる方

スマホ申告がオススメです♪

詳しくは

確定申告



お電話での相談 (e-Taxの使い方・操作方法)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 195

千曲ライス&ベーカリー株式会社（長野市）

学校給食用をはじめ業務用に特化した製パン事業を展開。
長野県産小麦にこだわったパンづくりで販路拡大を目指す。

信州産小麦粉を使ったパン

朝食にパンを食べるシニアは約6割。またブームの高級食パンなど、原料や製法にこだわったパンも人気を集め、パンの消費拡大が続いています。



長野県産小麦100%使用「信州の食パン」

千曲ライス&ベーカリーは1977（昭和52）年、学校給食用米飯の製造会社（千曲ライス）として創業。少子高齢化による児童・生徒数の減少を受け、2014（平成26）年、業務用に特化したパンの製造事業にも進出し、現社名となりました。

一方、学校給食用パンを製造していた地域の中小製パン業者の多くが、後継者不足や設備老朽化などで撤退、廃業。同社は担い手として手を挙げ、17年、学校給食用パンの委託製造をスタートしました。

「学校給食用、事業所向け日替わりパン弁当など事業に関わるもの、取引先のニーズに合わせて委託製造するもの、この3つが事業の柱。すべて信州産小麦粉を使用した製造にこだわっています」と北澤英行社長。

学校給食のほか、企業などの事業所、病院・介護施設、幼稚園、レストラン、量販店、ファストフード店などに業務用パンを供給。クグロフ、シュ



信州ワインブレッド
(食パン)

トレンなどのプレミアムブレッドや、長野県産ぶどうで醸した信州ワインを練りこんだ「信州ワインブレッド」など、取引先のニーズに応えた特別感のあるパンも好評です。

積極的に販路開拓を目指す

パンの消費拡大が続く中、県内には業務用製パン業者が減少し、消費者ニーズにいかに対応するかが大きな課題となっています。

同社では、地元製粉会社、JA全農長野、量販店、生産者と連携し、長野県産小麦100%・石臼挽き

全粒粉にこだわった「信州の食パン」を企画・開発。量産体制を整えるため、平成30年度補正ものづくり補助金を活用し、世界トップメーカーのラックオーブンを導入しました。パン生地焼成・冷却まで一貫してラック単位で作業ができるため、大幅な省力化になり、大量生産が可能。同社では今後さらに増やしていく計画です。



工場内の製パン設備

「当社の強みは、自社製パンを安定的に製造し、さまざまな業者に提供できること。ホテルで長く品質の高いパンをつくってきた職人など、スタッフの活躍がそれを支えています」と北澤社長。著名な製パン会社や製粉会社の技術者、研究者から指導を受けるなど、つねにスキルアップも欠かしません。

北澤社長はさらに、営業戦略は積極的な販路拡大と強調。次のように話します。「当社はリテールベーカリーではなく委託製造に特化した事業拡大を基本に考えています。その中で県内産小麦のおいしさを前面に打ち出し、少しでも農業振興に貢献していきたいと思っています」。



レベント社ラックオーブン
(スウェーデン製)



千曲ライス&ベーカリー株式会社

代表 代表取締役社長 北澤 英行
設立 1977（昭和52）年1月
資本金 5,000万円
従業員数 10名
本社 長野市篠ノ井小森428
TEL.026-292-0986 FAX.026-293-5663
事業内容 食料品製造



好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 196

吉川工業株式会社（飯田市）

目指すのは「つねにゴミゼロ」。
高品質コンクリート骨材製造で地域インフラを支える老舗企業。

安定供給が社会的責任

2027年に開業が予定されているリニア中央新幹線。長野県内でも工事が本格化しつつあり、長野県駅ができる飯田市や伊那谷エリアを中心に、その経済波及効果に期待が高まっています。

吉川工業は、流域面積が広い天竜川の豊富な砂利資源を活かし、早くから企業として砂利採取事業に参入。安定供給を目指し、ドレッジャーや自動化機械による陸選プラントの導入に先がけて取り組み、建設業や産廃事業にも進出してきた老舗企業です。現在、砂利・碎石を中心に、再生骨材販売、建設廃材リサイクルにも力を入れています。

「かつて伊那谷では、中央道西宮線、恵那山トンネル工事で砂利の供給が追いつかないという経験をした。リニア中央新幹線工事が始まり、また同じような現象が起こらないよう砂利を安定供給することが、当社の社会的責任と考えています」。

そう話す吉川社長がもう一つ喫緊の課題ととらえるのが、コンクリートの品質向上への対応。コンクリート体積の約7割を占める骨材の品質が、コンクリートの品質に大きく影響するからです。砂利プラントでは砂利を水で洗浄し、ふるいにかけて、さらにゴミ取りマシンを使って草木、ゴミなどを除去し、さまざまなサイズに選別します。しかしゴミを完全に除去するのは困難でした。



さまざまなサイズに選別された砂利

『つねにゴミゼロ』を目指して

建設工事の全工程で徹底される品質管理。もちろん砂利もその例外ではなく、ハイレベルな品質が求められています。



ゴミを徹底的に除去した製品

そこで同社では、最先端の選別装置と品質管理システムによる高品質コンクリート骨材生産ラインの構築に着手。平成29年度補正もの

づくり補助金を活用し最先端の選別装置「Hi・ウッズ・セパレーター」を導入しました。



製品の出荷

「従来のゴミ取りマシンはそのまま使い、導入した装置でさらにゴミを除去。製品を最終的に人が目で確認し、取りきれなかったゴミを除去する。そこまで徹底し『つねにゴミゼロ』を目指しています」。

新たな装置の導入にともない、ふるいの元から水量を相当量増やすことになり、ポンプなど追加の設備投資もかさみました。ところがその結果、ふるい効率が高くなり生産力が5割も向上。最終製品のチェックや管理作業も減り、経営に大きく貢献していると吉川社長は喜びます。

砂利事業は砂利を供給することでインフラ整備を支えるとともに、河川のしゅんせつにより、水害から地域を守るといった二次的な社会貢献も果たしています。「官民が連携して河川環境を安全に



Hi・ウッズ・セパレーターを備えた高品質コンクリート骨材生産ライン（手前）

整えることで災害から地域を守る。この大切さを広く知ってもらい、砂利事業に対する理解と意識向上につなげたい」。吉川社長の言葉に力がこもります。



吉川工業株式会社

代表 代表取締役 吉川 篤

設立 1958（昭和33）年10月

従業員数 7名

資本金 2,000万円

管理センター 飯田市嶋73

TEL.0265-26-9041 FAX.0265-26-7409

事業内容 砂利製造販売、再生骨材販売、建設廃材リサイクル

<http://www.jari-suna.com/>



～11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です～

・・・全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開します・・・

☆ 適用促進活動の趣旨

◎労働保険の適用状況については、中小零細事業を中心に、労働保険に関する知識不足等により、なお相当数の未手続事業が残されています。

これら未手続事業の解消は、

- ① 労働保険制度の健全な運営
- ② 費用の公平負担
- ③ 労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であることから、今年度も最重要課題として位置づけ、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開することとしています。

☆労働保険制度について

労働保険とは、労働者災害補償保険（以下「労災保険」）と雇用保険を総称した言葉であり、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

◎労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎雇用保険

労働者が失業した場合や、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また失業の予防、労働者の能力の開発や向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎手続を怠った場合

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては最終的な手段として行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。

また、政府は事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなります。

長野労働局総務部 労働保険徴収室 電話 026-223-0552

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を再開しました

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)**に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけようお願いします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額***×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（**日額上限：13,500円**（申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**））

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

【申請期限】

①令和3年 8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日(月)必着
②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年 2月28日(月)必着

※消印が申請期限内であっても、**長野労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められません**ので、ご注意ください。

*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

*事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

労働者の皆さまへ

長野労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。

⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」



事業主の皆さまへ

①支給要件の詳細や**具体的な手続**は厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、**厚生労働省HP**から印刷してください。

新型コロナ休暇支援 **検索**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで郵送でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）



お問い合わせはコールセンター 又は **長野労働局 雇用環境・均等室**まで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』

☎ 0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00 土日・祝日含む



長野労働局 雇用環境・均等室

026-223-0560（助成金の支給要件・申請手続等）

026-223-0551（特別相談窓口）



各種サービスのご紹介

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額 (①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバース1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

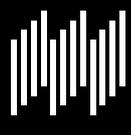
TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

LIFE *with* METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが出会う場所。



 **HOTEL
METROPOLITAN**
NAGANO JR-EAST

<https://nagano.metropolitan.jp/>



※画像はイメージです

ホテルメトロポリタン長野 **検索**

026-291-7000(代表)

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820
 松本営業部 0263-35-8519
 飯田営業部 0265-24-4980

諏訪営業部 0266-52-1356
 あづみ野営業部 0263-84-0256
 東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358
 上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
 R-2021-1001 (2021.4)

毎月8日は 「信州地酒で乾杯の日」です

平成27年12月17日「信州の地酒^(※)普及促進・乾杯条例」が施行されました。

この乾杯条例に基づき平成28年12月8日に、毎月8日は「信州地酒で乾杯の日」が制定されています。これは、8の字が乾杯の際の杯やグラスを重ね合わせる形を連想させることから、毎月8日を「信州地酒で乾杯の日」として、信州の地酒での乾杯促進と消費拡大を進めるために定められたものです。

まずは毎月8日の乾杯の日から、そして日々の乾杯も「信州地酒で乾杯！」していきましょう。信州地酒のある食卓を通じて、信州の豊かさを家族や仲間と共有しませんか。

※地酒：長野県で製造される清酒、ワイン、ビール、その他の酒類

信州カンパイFES 2021のご案内

日 程：令和3年12月8日(水)／「信州地酒で乾杯の日」制定5周年記念日

18:50～20:30(予定) ※感染防止のためオンライン開催

対象者：20歳以上

参加費：無料

特 典：最後まで視聴いただいた方で、簡単なアンケートにお答え
いただくと抽選で信州地酒をプレゼントします

信州カンパイFES2021実行委員会

長野県小売酒販組合連合会

TEL 026-266-7768



飲酒は20歳になってから／妊娠中や授乳期の飲酒は避けましょう／
飲酒運転は法律で禁止されています／お酒はおいしく適量を／飲んだあとはリサイクル

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共

小企業
職金
清制度

「中退共」で
検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2021

11

No.540

第540号 令和3年11月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造は、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつとつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎商工中金のソリューション・メニュー

| 海外展開支援

| 新事業進出支援

| 成長分野進出支援

| 生産性向上支援

長野支店
諏訪支店
松本支店

〒380-0814
〒392-0026
〒390-0811

長野市西鶴賀町1483-11
諏訪市大手1-14-6
松本市中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金